

市民運動としての裁判 (3)

一水戸市全隈町における産業廃棄物最終処分場建設 に反対する事例をとおして

小林 三 衛 (茨城大学地域総合研究所名誉所員)

要約

「水戸地方裁判所の決定」の検討である。「生命・健康に危険のない質の飲料水, 生活用水を確保すること」を人格権と位置づけ, 「法的に最大の保護に値する」とし, これが処分場から流出する汚水によって侵害される可能性がある場合には, 差止めることが認められるとしており, 高く評価される。ついで, 処分場から排出される汚水が田野川に流入し, これによって, 「水道水が汚染される可能性」を認め, 「それを利用している債権者らの被保全権利の侵害の可能性を否定できない」として, 「保全性があるものと思料される」と結論づけていることは, 先駆的・画期的である, といえる。また, 田野川の水を農業用水としている債権者らについて, 「水質が害され, 水利権が侵害される可能性が高く, その侵害の程度が深刻である場合には, その行為を事前に差止めることも認められる」としている点も, 重要であるが, 「農業用水は, 水道水のように直接汚染水そのものが人体に影響を及ぼすものではない」ので, 「事前差止めまでを求める保全の必要性はない」と判断していることには賛成できない。なお, 地下水の汚染の可能性はないとして, その汚染を認めていない点については, 疑問である。

キーワード: 安定でない安定型処分場, 処分場からの汚染水, 飲料水確保としての人格権,
人格権にもとづく処分場の事前差止, 農業用水汚染

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 序説 執筆の動機, 裁判研究の方法論をふまえて | 件<共有林裁判> |
| 2. 裁判にいたるまでの運動の経緯 | (1) 産業廃棄物最終処分場建設に伴う埋立工事差止請求の提訴 |
| (1) 全隈町の概況 | (2) 水戸地方裁判所の判決 |
| (2) 産業廃棄物最終処分場建設計画 | (3) 水戸地方裁判所判決の検討 |
| (3) 産業廃棄物最終処分場建設に反対する運動 (以上38号) | (4) 産業廃棄物最終処分場建設に伴う埋立工事差止請求の控訴 |
| 3. 全隈町産業廃棄物最終処分場建設差止請求事件<人格権裁判> | (5) 東京高等裁判所の判決 |
| (1) 産業廃棄物最終処分場建設差止仮処分命令の申立 | (6) 東京高等裁判所判決の検討 |
| (2) 水戸地方裁判所の決定 (以上39号) | |
| (3) 水戸地方裁判所決定の検討 (本号) | 3. 全隈町産業廃棄物最終処分場建設差止請求事件<人格権裁判> |
| (4) 産業廃棄物最終処分場建設差止請求の提訴<本訴> | (3) 水戸地方裁判所決定の検討 |
| (5) 水戸地方裁判所の判決 | 水戸地方裁判所の決定を要約すれば, つぎのとおりである。争点を①本件処分場が埋立てを予定 |
| (6) 水戸地方裁判所判決の検討 | |
| 4. 産業廃棄物最終処分場建設に伴う埋立工事差止請求事 | |

している廃プラスチック、建設廃材、ガラスくず及び陶器くず、金属くず（いわゆる「安定5品目」からゴムくずを除いた4品目）の安定性、②本件処分場に、予定外の水質を汚染する可能性のある廃棄物が搬入される可能性があるか、③この①又は②が肯定された場合において、地下水が汚染される可能性があるか、④この①又は②が肯定された場合、本件処分場から、汚染された水が地表に流出する可能性があるか、⑤前記汚染された地下水または表流水により債権者らの人格権等の被保全権利が侵害される可能性があるか、⑥保全の必要性にまとめ、①については、これらによって水質が汚染される可能性が認められる、②については、「予定外の廃棄物が搬入される可能性は存するといわなければならない」、③については、「遮水シートが破損する可能性は否定できないが、仮にそれが破損したとしても、そのことによって、地下水が汚染される可能性までは認められない。したがって、井戸の水質が汚染されることを根拠としている部分は、認められない」、④については、「遮水シートが破損する可能性を踏まえて判断すれば、本件処分場内で汚染された水が破損した個所から浸出し、地表近くの土壌を経由し泥岩の表面を通じて処分場外に流出する可能性が認められることになる」、⑤については、「債権者らが、その生活していくうえでの様々な利益の中で、生命・健康を維持して、快適な生活を営む利益が法的に保護されるべき人格権として認められることは確立した法理である。その人格権の一内容として、社会一般の感覚に照らして、生命・健康に危険のない質の飲用水、生活用水を確保することが含まれるといえる。そして、右内容の人格権は、その性質からみて、法的に最大限の保護に値するものであり、他人の行為により侵害される可能性がある場合には、その行為を事前に差し止めることが認められるものと解する」、「処分場周辺に水田を有し、処分場からの排水が流入する田野川の水を農業用水として利用している債権者らについては、農業経営を侵害されないような安全な水質を確保することのできる権利を有すると考えられ

るところ、他人の行為によって、水質が害され、右権利が侵害される可能性が高く、その程度が深刻である場合には、その行為を事前に差し止めることも認められると解する。本件については、汚染された水が流入することによって、農作物が汚染される可能性は認められる」、⑥については、「本件処分場から流出する水によって汚染される可能性のある河川から取水される水道水を使っている債権者らについては、その危険性が顕在化した場合は、その結果が重大であり、回復が困難または不可能であることを勘案すると保全性はあるものと思料される。しかし、田野川の水を農業用水としていることを根拠として権利を主張している債権者らについては、農業用水は、水道水のように直接汚染水そのものが人体に影響を及ぼすものではなく、その水によって生育した農産物に影響することによって間接的に影響するわけであり、万一被害が発生した場合は、その発見及び回復も飲用水ほど困難とは思料されないので、事前差し止めまでを求める保全の必要性はないものと判断される」と結論づけている。

この決定は、法的に保護されるべき人格権を認め、処分場から流出する汚水によって、田野川が汚染され、那珂川に合流し、これが水道水として取入れられる結果、飲用水が汚染され、人格権が侵害される可能性があるとして、事前に差止めができると認め、かつ保全の必要性がある、と結論づけている。水道水の汚染の可能性があると、事前に差止めを認め、かつ保全の必要性があるとする決定は、はじめてであり、画期的である、と高く評価される。ただし、核心的ではないとされるが、農業用水については、一般論として、差止の可能性を認めながら、飲用水とちがって、間接的な影響で、事前差止めまで求める必要はないとしており、この点については、賛成できない。また、地下水は、泥岩で隔絶され、遮水シートが破損したとしても、地下水が汚染される可能性までは認められないとして、地下水の汚染を否定していることは、疑問である。

(3-3-1)
6争点にたいする決定について、検討を加える。

1. 本件処分場が埋立てを予定している廃プラスチック、建設廃材、ガラスくず及び陶器くず、金属くず（いわゆる「安定五品目」からゴムくずを除いた四品目）の安全性

プラスチックには、疎明資料甲20号（「ダイオキシンが未来を奪う 反農薬シリーズ12」）、21号（グリーン・ピース「奪われた未来を取り戻すために、ホルモン阻害と塩化ビニール」）、乙11号の1（「厚生省生活衛生局水道環境部監修『上水試験方法』<1993年版、日本水道協会>418-420ページ）、11号の2（同上『上水試験方法解説編』<1993年版、日本水道協会>534-538ページ）、12号（通産省基礎産業局化学安全課監修『化学物質ハザード・データ集』<第一法規出版>721, 722ページ）、21号（井口泰泉監修、環境ホルモン汚染を考える会編著『環境ホルモンの恐怖 人間の生殖を脅かす化学物質』<1998年、PHP研究所>14ページ）、22号（「環境ホルモンを特定せよ」<朝日1998年6月18日>）によれば、「可塑剤、安定剤、添加物としてフタル酸化合物、重金属類等の物質が使われており、これらが人体に及ぼす影響については、未だ科学的には解明されているとまではいえないものの、少なくとも、相当の悪影響を持つ可能性があることが専門家の間で指摘されていることが一応認められ、これらが本件処分場内の水質を汚染するおそれを認めることができる。そして、その指摘されている人体への作用は長期間継続するものであり、人間の生殖機能等に影響を与えることによって、世代を越えたものになり得ることが、現在の社会一般の認識となっている」。この「観点から、廃プラスチックには、有害な物質が含有されている可能性がある」と判断される」と断じている。債権者、債務者双方の疎明資料をならべ、これらをふまえた結論であり、だれもが納得できるであろう。「金属が、人体に有害な影響を与えること、その金属が重金属である場合には、その影響が更に重大であることは当裁判所に顕著な事実であり、これらの金属が本件処分場の水質を汚染する可能性は十分認められる」ということも、当然である。「建設廃材については、債権者らの主張を、債務者も積極的には反論していないし、当裁判所も債権者らの主張を顕著な事実として是

認することができる。また、建築資材には人体に有害な物質が含まれている事実」は、甲25号（「シックハウス症候群」<読売1998年3月2日>）、26号（『健康な住いを手に入れる本』）によっても「一応認めることができ、これらの有害物質が本件処分場の水質を汚染する可能性が認められる」。建設廃材について、債権者は、準備書面（1、1998年5月11日）で、「一般には土砂とコンクリートくずとが連想されがちであるが、現代の建築物は、コンクリートと様々な建材とが不可分一体となっていて、これを分離するのは極めて困難か、或いは不可能である。多くの建物において、コンクリートは鉄筋或は鉄骨等と殆ど一体となっているが、そのような建物を解体して発生した廃材には、当然鉄が含まれる。鉄骨が純粋な鉄であることは殆どあり得ず、合金が利用されることも多いと考えられる。また現代の建築物は、様々な物質を利用したいわゆる新建材を利用している。建物の外壁、ドアの塗装には軟質ポリ塩化ビニール製品が利用されており、屋根・内壁等、床タイル、サッシ等には硬質塩化ビニール製品が利用されている。建築物が解体された時、これらの建材が建築廃材として、コンクリート等と一体となって処分場に搬入されることは必然である。けだし、建築物が解体される時、様々な建材を分別して搬出することは通常行われていないし、解体現場において、建材ごとに分別することは、取扱う人の立場においても、到底不可能だからである。さらに現代の建築物は、防腐剤、シロアリ駆除剤等の様々な薬品が利用され、或いは塗布されていることも周知の事実である。そのような物質が付着した廃棄物が処分場に搬入され、地下水を汚染する可能性もある」と指摘している。決定は、「ガラスくずについては、債権者らの主張を、債務者も積極的には反論していないし、当裁判所もガラスくずには、様々な物質が付着したまま搬入される可能性がある」との債権者らの主張を顕著な事実として是認することができる。債権者は、前掲準備書面で、「ガラスくず、陶器

くずの中には、テレビのブラウン管等が含まれているが、環境庁の行った溶出試験の結果によると、全検体から鉛の溶出が確認され、また、鉛、銅、アンチモンの溶出も確認されている。この結果、ガラスくずが本件処分場に搬入された場合、そこに含まれるブラウン管から鉛が溶け出すおそれがある。そのほか、ガラスや陶器は、通常容器として利用されているから、当然様々な物質を付着させていることが予想される。しかもそれらガラス容器が廃棄される時は、ことさら洗滌した上で捨てるなどということは通常行われぬ。これらのくずが廃棄物処分場に搬入される時には、それら様々な物質を付着させたまま搬入されることになる。そして、そのような物質が搬入されると地下水を汚染することになる」と主張している。決定は、「一般論として、安定五品目の人体の安全に対する科学的かつ客観的影響が必ずしも明確になっていないことは債務者の主張するとおりであるが、その危険性について、一般社会において強い危惧の念を持たれていることは当裁判所に顕著である。現に、行政的規制においても、それまで安全であると思われていた廃棄物のあるものについてその毒性が疑われてきたために、安定五品目から除外する扱いがなされたものがあり」、甲3号（環境庁「廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について」の中央環境審議会の第1次答申について）、4号（中央環境審議会「廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について」〈第1次答申、1997年11月〉）、乙18号（厚生省生活衛生局水道環境部長から各都道府県知事・政令市長あて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」）、19号（環境庁水質保全局海洋・環境・廃棄物対策課「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正について」〈環境庁所管分、1998年3月26日〉）、20号（厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長から社団法人全国産業廃棄物連合会あて「廃石膏ボードの処理について」）によれば、「現在もその検討が継続されているところである。そうとすれば、前記一般社会の強い危惧の念は根拠がないものということではできず、債務者の主張は採用でき」ない、と示している。

以上のような決定は、安定5品目が安定であるとはいえず、むしろ危険の可能性のあることを明らかにしている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律ができたのは、高度経済が頂点に達した時期（1970年）で、廃棄物が大量に排出し、これに對蹠的に応じたにすぎず、大局的に自然環境、水質、生態系などを考慮に入れて、廃棄物に対処するという理念がなかったのである。安定5品目の埋立処分は、地中にある空間を利用することができる（産業物法施行令6号3条イ）。つまり素掘のままでもよいということである。処理施設の場所については、⁽³⁻³⁻²⁾いっさい制限がない。安定5品目について、現在、明らかにされている危険性の予測が当時なかったとはいえないであろうが、それよりも大量に排出される廃棄物を安易に、安上りに処理することを優先していたのである、と思われる。これらの廃棄物について、本来ならば、安定型ではなく、すべて管理型として、厳重に規制を加えるように対処すべきであった。それでも、じゅうぶんとはいえないが、今日のように、自然環境を破壊し、水質を汚染し、生態系を変質するだけでなく、人命、身体に及ぼす危険性が少ないのではないかと考えられる。また、廃棄物の危険性に対処する市民運動や裁判に費やす力も軽減されるであろう。

2. 予定外の廃棄物が搬入される可能性

疎明資料甲18号（「産業廃棄物のゆくえ」ジュリスト1055号<1994年11月1日>特集7~67ページ）、19号（「産業廃棄物の現状と法政策の展望」ジュリスト1120号<1997年10月1日>特集6~79ページ）によれば、「次の事実が一応認められる」。①「安定型処分場に搬入が認められていない廃棄物の流入を阻止するため、マニフェスト表の作成提出を義務づけることなどにより種々の方策がとられているが、現実には、安定五品目以外の廃棄物の流入を阻止することは、取引上の力関係、採算面などから容易なことではない」。②「現実の最終処分場において、認められている以外の廃棄物が搬入され、その後問題が起った事例が報告されている」。③「廃棄物は、その性格上、本来的に種々雑多のものが混入しやすいものであり、それを丹念に分離することは、

極めて困難且つ複雑な作業を必要とすることは当裁判所に顕著な事実である。そのために、行政においても、乙24号の1（告示「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安全型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し又は付着することを防止する方法」について〈環境庁水質保全局海洋環境・廃棄物対策室〉、1998年6月16日）、乙24号の2（環境庁告示34号、1998年6月10日）によって、「種々の努力・工夫が続けられていることは債務者主張のとおりであるが、右問題点を完全に解決できるまでは認められない。本件処分場についてみると、一年という長期間にわたり、容量一二万七九四七立法メートル、重量一〇〇〇トンという大量の廃棄物を処理することを目的とするわけであるから、右の分離の困難性は」、甲2号の1（「産業廃棄物処理施設許可申請書」1996年10月21日）に「当然に当てはまるといえることができる」。④「よって、本件処分場へも、予定外の廃棄物が搬入される可能性は存するといわなければならない」。

債権者は、「求釈明」（1998年6月3日）のなかで、「搬入する前にゴミの選別をしないのか。本件処分場の何処でゴミを地面に降ろし、手で仕分をするのか」などを求めているのにたいし、債務者は、準備書面（1998年8月19日）で、「運び込まれた廃棄物を処分場の地面に降ろし、手で仕分けし、安定5品目以外の廃棄物が混入していないか、3、4名で確認する予定である。安定5品目以外の廃棄物が搬入されないようできる限りの努力をする予定であるが、人間が目視する以上断定的表現は避けざるをえない」と答えるにとどまっている。事実上、分別はできないというに等しい。債権者は、すでに申立書において、「廃棄物を厳格に分別することは絶対に不可能である」と主張していた。「廃棄物業者に対して処分を依頼する業者が安定5品目とそれ以外とを分別して引き渡すことは到底考えられない。そうすると、廃棄物処理業者が分別を行わざるを得なくなるが、この分別作業は、機械等によって行うことは不可能である。廃棄物の種類、大きさが千差万別であり、機械的な仕分にはなじまない性質の作業であるからであ

る。そうすると、必然的に人力に頼らざるを得なくなるが、毎日大量の廃棄物を取扱う処理業者がこの作業を行おうとすると、多数の人員を投入しなければならない、人件費は膨大なものとなる。従って、廃棄物処理業者が廃棄物の分別を誠実にを行うことは絶対にあり得ない」。知事が最終的に条件付で許可したが、その条件の第1は、「廃棄物の埋立前に展開検査を実施すること」であるから、これを成就することは不可能であろう。

このように、安定5品目とそれ以外の廃棄物の分別は、事実上、不可能であるから、予定外の廃棄物が搬入されることは避けられない。それは、前述のように、廃棄物法が廃棄物の処理を安易に、安上りにする道を開いていることに基因しているのである。廃棄物法は、欠陥法である。これを補うために、一部改正、施行令などの改正、告示の変更などがなされてはいるが、小手先の対処では間に合わない。安定が期待できない安定型を廃止し、すべて管理型とすべきである。自然環境、水質、生態系などが保全され、かつ処理施設の影響が及ぶ地域住民の5分の4程度の同意を必要とする制度を確立することである。現行法を廃止し、上記のようなことを期待できる新法の制定が望ましい。

3. 地下水汚染の可能性

疎明資料甲22号（萩原基資『水のラブレター』）、29号の1（梶山正三「陳述書」1998年6月9日）、32号（本間慎「管理型廃棄物処分場の遮水シートは安全か」）、41号（安原一哉「水戸市全隈町における廃棄物処分場計画予定地の地盤に関する意見書」）、乙3号（「水戸市鶴巻処分場新設工事造成に関する検討書」、計画機関赤塚設備、作業機関グリーン都市開発計画、1995年2月）、4号（「鶴巻処分場新設工事地質調査報告書」、赤塚設備、1996年7月）によれば、「次の事実が一応認められる」。①「遮水シートは、法的には、管理型処分場においてその設置が義務付けられているものであるが、現実にはそれが設置された数ヶ所の管理型処分場で、その遮水シートが破損した例がある。そして、当初予想されていた遮水シートの耐用年数と現実にはそれが破損するまでの間に相当の誤差を生じている」。

②「遮水シートは、技術的に複数のものを接着接合して用いる必要があるが、その接合は技術的な困難を伴い、その部分は特に破損しやすくなる傾向がある」。③「本件処分場予定地の地盤は、泥岩によって構成され、泥岩は、地質学的には堆積岩に属し、工学的には軟岩に属する。地下水筋は右泥岩で隔絶された深いところに位置しており、地下水に流入する雨水などの表面水は少ない」。④「表面水の多くは泥岩の表面を通じて河川等に流入する。また、右泥岩は上部は多少風化しているがそれより深部に風化は見られず、ボーリングによるコアが棒状となる程度の堅さを持つ。湧水は見られず、二〇メートル程度まで地下水は発見されていない」。⑤「以上総合して考えると、当裁判所としては、遮水シートが破損したとしても、そのことによって、地下水が汚染される可能性までは認められない。したがって、債権者らの申立てのうち、井戸の水質が汚染されることを根拠としている部分は、その余の点について判断するまでもなく、認められない」。

①、②については、異論がないが、③、④については、疑問であり、⑤については、支持できない。債権者は、裁判所も依拠している甲41号にもとづいて、準備書面（5、1998年10月20日）で、つぎのように主張している。「債務者が主張する $10^{-4} \sim 10^{-5}$ cm/sec 程度の数値ではこれを「難透水性」と決めつけることはできないとされている。フィルタイプダムの遮水コアでは 10^{-5} cm/sec 以下の透水係数が、要求されている。嶋谷孝・黒岩正夫「廃棄物最終処分場における遮水技術」（土木学会誌83巻4号、1998年、甲42号）に紹介されているアメリカ、ドイツにおける遮水工の基準は、アメリカが遮水シートを支える下部構造として透水係数 10^{-7} cm/sec のコンパクトソイル（締め固め粘土層）2 feet を必要とし、ドイツが透水係数 10^{-5} cm/sec の3 m以上の地盤の上に透水係数 5×10^{-8} cm/sec の粘土層を三層施行し、その上にシートを敷設しさらに保護層をするように定めている。これだけを見ても、債務者が主張する透水係数が本件地盤の「難透水性」を示しているとはいえない。また、

41号は、「ここで採用された現位置透水試験は地中の特定な点における透水性を判断するものであって、地中全体にわたる平均的な値を示しているわけではないので、何らかの原因で岩盤中にクラック（亀裂）や割目がある場合の透水性は一段と高くなる可能性がある点にも注意を払う必要がある」と指摘しており、処分場の浸出水がさらに地下に浸透する可能性がある。41号は、つづいて、「安定型処分場であっても透水係数が 10^{-5} cm/sec 以上の地層では遮水シートの敷設が必要であると考えられ」、その際に求められる工事の内容として、「採用予定の加硫ゴムからなるミズシートだけでは不十分で、ライナーとして厚さ五〇cm程度の粘土層（転圧機械で十分締め固めること）あるいは不織布等の他のシートとの併用が不可欠」であり、「このような対応策はできるだけ嚴重であることが望ましい」、「泥岩の表面は、既に二・五メートル付近まで風化している」（乙3号）といわれ、「今後同じような環境に置かれれば、風化がさらに進行し透水性を増大させる」と述べていることにもとづき、準備書面は、泥岩の透水係数が難透水といえない程度のものであるから、汚染された水の一部は、地下水に流入することが明かであり、地下水汚染の危険性を否定できない、としている。決定は、専門家の意見に依拠し、部分的には引用しながら、結論部分を理解していないのではなかろうか。

決定は、「湧水は見られず、二〇メートル程度までは地下水は発見されていない」としているが、その根拠は、明らかにされていない。債権者も、「求積明」（1998年6月3日）のなかで、「本件処分場予定地での地質調査の結果、湧水や地下水脈は全く確認されていないとのことであるが、いつ、どのような調査を行った結果そのように判ったのか。具体的に示めされたい」（第三本件処分場の外部に対する遮断性について、三その他の問題④）と求め、債務者が「4カ所で機械ボーリングによる地質調査をしたが（乙3、4号）、湧水や地下水脈は確認されていない」（準備書面、1998年8月19日）と答えただけで、これ以外に準備書面でもふれていない。

目視ではあるが、処分場予定地になっている一ノ沢1251番の1，地目溜池（258㎡）付近に湧水が出ていることがわかる。これは、雨水がたまって、流れ出ているのであるという人もいるが、天候にかかわらず、見に行ったときは、いつも同じ状態である。おそらく、この溜池は、湧水を溜めて、灌漑用水にしたのであろう。溜池を新たに築造する場合は、周囲堤を設けるのが普通であるが、この谷津田は、面積が小さく、それほど手をかける必要がないので、自然の湧水を利用したのではないかと想像される。この湧水は、水路となり（公図にも明示されている。第2図参照）、田野川に流入するが、一部は地下水脈となっているような感じがする。債権者は、これらの事実を立証するために、専門家の鑑定ないし意見を求めるべきであろう。

4. 本件処分場から汚染された表流水が流出する可能性

「遮水シートの強度について、当裁判所が科学的に的確な判断をすることはできないが、前記のとおり、現実に相当数の管理型処分場において破損した事実が存在し」、乙15号の1（三ツ星ベルト株式会社建材事業部「水戸市鶴巻処分場遮水シート検討報告書」、1998年5月27日）、25号（三ツ星ベルト株式会社建材事業部「廃棄物最終処分場におけるミズシートの耐久性について」、1998年6月16日）によっても、「その後の改良によって、長時間にわたって、その安全性を現実に実証したとまではいうことができず、その破損の可能性を否定できない。まして、遮水シートは、地下の深いところで、かなりの高圧のもとに敷設されるものであり、その耐久期間については本件処分場が稼動している間だけでも一一年であり、当然その後も長時間にわたり遮水性を維持することが求められるものである。以上を総合すると、遮水シートが破損しないことを前提にして水質汚染の可能性を判断することはできない。したがって、遮水シートが破損する可能性を踏まえて判断すれば、本件処分場内で汚染された水が破損した箇所から浸出し、地表近くの土壌を通じて処分場外に流出する可能性が認められることになる」。

乙9号（藤縄克之『汚染される地下水』第5章汚染物質の移動と変化、藤田至則・南雲昭三郎・森下雅樹編集「地学ワンポイント2」〈1990年、共立出版〉）、10号（岩田進午『土のはなし』Ⅲ、土を解剖する、「科学全書」17〈1985年、大月書店〉）、によると、田野川に至るまでの経路で、「ろ過、浄化されることは認められるが、それによって、完全に汚染が除去される科学的根拠がない以上、後記債権者らの被保全権利の侵害の可能性は否定できない」と決定している。

この決定は、正当である。債務者は、遮水シートを二重にし、シートとシートの高い保護機能を備えた排水マットを加えるなど、遮水性を完全なものとする（準備書面、1998年6月3日）、また、自然浄化を期待し、難透水構造である本件処分場では、完全に土壌吸着され、許容限度を越えて、周辺環境を汚染する可能性はない（答弁書）、汚染された水が処分場外に流しても、田野川に至るまでの経路で、ろ過、浄化される（乙9号、10号）などと主張している。これにたいして、債権者は、準備書面（2、1998年8月19日）で、遮水シートの寿命は概ね10年で、遮水シートメーカーのほぼ一致した見解であり（34号の1、梶山正三の証言、1998年6月9日）、さらに、自然条件下では、熱、圧力、紫外線、可塑剤の流出、湿度、廃棄物や当該場所に存在する様々の原因により、遮水シートは破損することになり（29号の1、梶山正三の陳述書、1998年6月9日）、したがって、遮水シートの寿命より前に劣化・破損することが考えられ、それに加えて、遮水シートには、接合部分の脆弱性というきわめて重大な欠陥があるとし、東京都日の出町谷戸沢処分場（管理型一般廃棄物最終処分場）、その他多くの報告があり、とくに日の出町第2処分場では、事業者が行った試験接着（熱融着）のさい、4枚の接着で2mの接着不良箇所があったと報告されている（甲29号の1）、現在の廃棄物は、自然界には存在しない人工的に造られた化学物質を大量に含むものであるから、自然の浄化力に過信することは危険である、と強調している。

遮水シートは、破損しないものではなく、破損するものと理解し、それに基づいて対策をたてな

ければならない。自然浄化ということは、かつて見られた。川で洗濯したり、野菜を洗ったりすることが、上流から下流へ自然浄化しながらつづいた。洗剤が石鹼に取って変ると、自然浄化が働かなくなり、洗濯も、野菜洗いもできなくなった。まして、産業廃棄物に汚染されると、自然浄化とは無縁である。金属くずなどは完全に土壌吸着されるというが、その土壌はいつまでも固定しているのであろうか、疑わしい。

5. 債権者らの被保全権利侵害の可能性

決定は、つぎのとおりである。①「債権者らが、その生活していくうえでの様々な利益の中で、生命・健康を維持して、快適な生活を営む利益が法的に保護されるべき人格権として認められることは確立した法理といえる。その人格権の一内容として、社会一般の感覚に照らして、生命・健康に危険のない質の飲料水、生活用水を確保することが含まれるといえる。そして、右内容の人格権は、その性質からみて、法的に最大限の保護に値するものであり、他人の行為により侵害される可能性がある場合には、その行為を事前に差し止めることが認められるものと解する」。②疎明資料甲10号（木戸田四郎「陳述書」）、30号（「井戸設置状況等報告書」、1998年6月3日）、31号（「井戸所有者分布状況」）によれば、「債権者らの井戸水、水道水、田野川の水の農業用水としての利用状況が債権者らの主張のとおりであることが一応認められる。しかし、井戸水を飲料水として用いている債権者については、井戸水の汚染の可能性が認められないので、それを前提にした債権者らの被保全権利侵害の危険は認められない」。③乙2号（「水戸市都市計画区域図」〈全限付近〉）によれば、「本件処分場と水戸市の上水道の取水口との位置関係は債務者主張のとおりであることが一応認められるが、そのことによって、水道水が汚染されないという根拠にはなり得ず、水道水が汚染される可能性は否定できないというべきである。そして、水道水は、本来、長期間にわたって摂取するものであり、直接人体の健康に対して基本的な影響を及ぼすものであるから、汚染物質の流入が危惧される場合、その量

が人体に影響がないほどの微量であることが積極的に疎明されない以上、それを利用している債権者らの被保全権利の侵害の可能性を否定することはできないと解すべきである」。④「処分場周辺に水田を有し、処分場からの排水が流入する田野川の水を農業用水として利用している債権者らについては、農業経営を侵害されないような安全な水質を確保することのできる権利を有すると考えられるところ、他人の行為によって、水質が害され、右権利が侵害される可能性が高く、その侵害の程度が深刻である場合には、その行為を事前に差し止めることも認められると解する。本件については、前項に既述したのと同じ理由で、汚染された水が流入することによって、農作物が汚染される可能性は認められる」。⑤田野川いがた堰高根水利組合、⑥北川地区土地改良共同施行に所属し、農業用水に利用している債権者らについても、同じ理由で、「水利権侵害」の可能性が認められる。

②以外は、支持できる。とくに①において、「生命・健康に危険のない質の飲料水、生活用水を確保すること」を人格権と位置づけ、「法的に最大の保護に値する」とし、これが侵害される可能性がある場合には、差し止めることが認められるとしている点は、高く評価できる。③において、処分場から排出される汚水が田野川に流入し、これによって、「水道水が汚染される可能性」を認め、「それを利用している債権者らの被保全権利の侵害の可能性を否定することはできない」としている点は、先駆的・画期的である、といえる。④、⑤、⑥において、田野川の水を農業用水として利用している債権者らについて、「水質が害され、右権利が侵害される可能性が高く、その侵害の程度が深刻である場合には、その行為を事前に差し止めることも認められる」としている点も、重要である。そして、「本件については、汚染された水が流入することによって、農作物が汚染される可能性は認められる」としている。

①について、債権者は、申立書の段階から、準備書面をとおり、先例の決定を引用しながら、主

張している。申立書において、「債権者らは、固有の人格権の内容として、健康に害のない水を飲用する権利を有するのであり、本件処分場の建設によって水道水が汚染される危険性があるため、その建設を差止める権利を有する。井戸水だけで生活している債権者も、人格権の内容として、健康に害のない井戸水を使用する権利を有するのであり、この人格権にもとづいて、処分場建設の差止を求め」としている。人格権の位置づけについて、「近時の判例によれば、民法709条、710条を実定法上の根拠に具体的権利として確立されている」ところから、1982年2月28日の仙台地裁決定（1980年（ヨ）252号、工事中止等仮処分申請事件、甲11号、判例時報1429号109ページ）を引用している。「民法七一〇条は、七〇九条で保護される権利には、財産権のみならず、身体、自由、名誉が含まれることを規定している。これらの規定は、すべての人が人格を有し、これに基づいて、生存し生活してゆく上での様々な人格的利益を有することを前提に、民法が単に財産権だけではなく、そのような様々な人格的利益を保護しようとしていることを宣明している趣旨と理解される。したがって、そのような「人格に基づく、生存し生活してゆく上での様々な人格的利益」の帰属を内容とする権利を包括的に「人格権」と呼ぶならば、人格権は民法の条項を実定法上の根拠として具体的権利として認められる」。人格権は、公法上の権利としても認められ、それについては、憲法25条、13条が実定法上の根拠と解される。「人格権は、憲法が構成する法秩序の最も根本に位置する基本原理である個人の尊厳性に直接関わる権利である以上、他の如何なる利益・権利よりも優越的な地位が与えられる権利である」。人格権の一種として、清浄な水を享受する権利がある。前記の仙台地裁決定は、述べている。「人は、生存してゆくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損うようなものであれば、これも生命或いは身体の完全を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量とともに生存・健康を損うことのない水を確保する権利があると解される。

また洗濯・風呂その他多くの場面で必要とされる生活用水に当てるべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照して飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけではなく、平穏生活を営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照して飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害を生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生すべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される」。先例の決定として、仙台地裁のほか、大分地裁1995年2月20日（1993年（ヨ）23号、108号、産業廃棄物最終処分場使用操業差止等仮処分申立事件、甲12号、判例時報1534号104ページ）は、操業開始後、差止を請求した事案である。債権者は、「人が人格権の一内容として、生存、健康を損なうことのない、安全で、かつ、汚れ、臭気等のために、一般通常人の感覚に照して飲用に供するのに不快感を与えない適切な水を確保する権利（安全な水を確保する権利）を有する」と主張したが、裁判所は、処分場の排水口と簡易水道の位置関係などから、「伏流水に本件処分場からの排水が流れ込んでいるとまで推認することはできず」、「安全な飲用水を確保する権利を被保全権利とする本件差止請求は理由がない」とした。しかし、処分場の上端に接近する住民の敷地が崩壊する蓋然性が生じると一応推認されるから、「人の身体、生命の安全は、最高に尊重されなければならないものであって、これが危険に侵され、平穏、かつ、安全な生活を営むことができない事態に至る高度の蓋然性が認められる場合には、人格権に基づき、まず、当該侵害行為の差止請求ができる」と決定している。熊本地裁1995年10月31日（1992年（ヨ）233号、

1993年(ヨ)137号,各産業廃棄物処分場建設禁止等仮処分申立事件,甲13号,判例時報1569号101ページ)は,債務者が知事に設置届を提出し,建設に着手できる状態の時点で,差止の仮処分を申請した事案である。決定は,「生命,健康を維持し,快適な生活を営む権利(人格権)は,民法の条項を実定法上の根拠とする具体的権利と認められ,「現に行われている侵害行為を排除し,又は将来生ずべき侵害を予防するために,侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当」であり,「これを本件についてみると,まず,人は,生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり,かつ,確保した水が有害物質を含有するようなものであれば,たとえ有害物質の含有量が微量であっても,これを長年にわたって飲用し続けることによって体内に蓄積され,ついには健康を害し,生命・身体の完全を害することは明白である上に,このことは過去の多くの事例が教えるところであるから,人格権としての身体権の一環として,質量共に生存・健康を損うことのない水を確保する権利があると解され,「これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者,すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は,侵害行為に及ぶ相手方に対して,将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される」としている。長野地裁松本支部1996年3月31日(1997年(ヨ)70号,産業廃棄物処分場建設差止仮処分申立事件,甲14号,判例集などに未掲載)は,地下水を水源とする二重簡易水道を創設し,村民に給水している美麻村(北安曇郡)が産業廃棄物最終処分場が建設され,操業が開始されると,有害物質等を含んだ汚水を排出し,水源が汚染される蓋然性が極めて高いと主張し,簡易水道施設で管理する水道水の所有権にもとづき(被保全権利),一旦処分場が建設され,その操業が始ってからでは,その汚染を除去することが困難であり,それが永続するおそれがあるとして,処分場の建設差止を求める事案である。決定は,債権者の主張を全面的に容認し,「債権者が所有管理する本件水道施設を通じ,周辺住民

の生命身体の安全を侵害する高度の危険性があるということができる。したがって,地方自治体として周辺住民の生命安全を確保する任務を有する債権者には,債務者に対し本件処分場の建設差止めを求める保全の必要が存する」としている。債権者が地方自治体であるから,人格権という表現はされていないが,「住民の生命安全を確保する任務を有する」として,その趣旨を含ませている,といえるであろう。なお,長野県水環境保全条例のあることを認め,これによれば,知事は,一定の場合に,水道水の水源を保全するため必要な地区を「水道水源保全区域」に指定でき(11条1項),その指定がなされた地区では,廃棄物の最終処分場を建設するのに知事の同意が必要とされ(11条2項),水道水源保全区域の指定については,地下水や湧水を水源としている場合,個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域を基本として設定するとされ,本件の場合,これに該当する,という。福岡地裁小倉支部1997年4月7日(1996年(ヨ)24号,263号,各産業廃棄物処理場建設禁止仮処分事件,甲15号,判例集などに未掲載)は,産業廃棄物最終処分場建設が計画され,工事に着工したのにたいし,権田町(築上郡)が水道事業者として,水質汚染の危険性を理由に「水道事業者の水道事業に対する妨害排除請求権」を被保全権利として,処分場の建設,使用および操業差止を求める仮処分を申立て(24号事件),処分場がある岩丸地区の住民62名(債権者住民ら)が生命および健康を維持し,快適な生活を営む権利が侵害されるおそれがあるとして,人格権にもとづく差止請求権を被保全権利として仮処分を申立てた(263号事件)事案である。決定は,つぎのとおりである。「人には清浄な水を確保する権利があり,この権利は人格権の一内容をなすものといえる。人が日々生活する上で利用する水が健康を損なうものであれば,生命・身体の完全性は脅かされる。したがって,右侵害の蓋然性が高度である限り,人は人格権に基づき,侵害者に対し,右侵害行為の事前差止の請求権が認められるというべきである。本件の場合,債権者住民らは,右の意味における高度の侵

害の蓋然性を疎明し得たものということができるから、債務者らに対し、本件処分場の建設、操業の差止を求める請求権があると認められる」。しかし、椎田町については、「同町の水道事業者としての地位は町民らに対する公法関係（ないしは私法関係）にすぎず、町民でない第三者に対して私法上当然に事前差止めを求める権利を生ぜしめる規定ないし解釈はいまだ存在しないと認められる」として、却下している。債権者住民らは、岩丸地区に居住し、生活用水として、井戸水を使用しており、椎田町の水道は、町民の8割に供給されているが、債権者住民等には届いていない。決定の判断は、債権者住民らについては、賛成であるが、椎田町については、納得できない。椎田町は、住民の生命身体の安全を確保する任務を有するから、長野地裁松本支部決定と同じような判断をすべきであろう。津地裁四日市支部1997年7月16日（1996年（ヨ）43号、産業廃棄物処理禁止仮処分申立事件、甲28号、判例集などに未掲載）は、すでに操業を開始している債務者にたいし、安定型以外の産業廃棄物が混入されており、それによって農業用水が汚染され、水利権侵害が生ずるおそれがあるとして、安定型以外の産業廃棄物の埋立処分の差止を請求した事案である。その決定は、後に掲げる。福岡地裁田川支部1998年3月25日（1996年（ヨ）25号、建設工事差止等仮処分申立事件<甲事件>、1997年（ヨ）3号、建設工事差止等仮処分申立事件<乙事件>、1997年（ヨ）27号、建設工事差止等仮処分申立事件（丙事件）、甲16号、判例タイムズ1003号296ページ）は、産業廃棄物安定型最終処分場の建設にたいし、水質汚染、本件予定地近くの野呂ヶ池への汚染廃棄物流出・地盤陥没、交通量の増大等の各差し迫った危険性の存在を理由として、債権者らが人格権および水利権等にもとづく各差止請求権を被保全権利として、また本件係争地の所有権者である乙事件の債権者がその所有権を併せて、被保全権利として、さらに丙事件の債権者が野呂ヶ池の所有権を併せて、被保全権利として、それぞれ処分場の建設および使用操業の差止の仮処分を申立てた事案である。人格権についての判断は、熊本地裁の決定とほぼ

同じであり、これに依拠している、と思われる。結論は、「事前に侵害行為の差止を請求する権利を有する」である。水戸地裁麻生支部1998年9月1日（1997年（ヨ）13号、産業廃棄物最終処分場建設禁止仮処分申立事件、甲39号、判例集などに未掲載）は、産業廃棄物安定型最終処分場を建設する計画を立てたことにたいして、有害物質によって地下水が汚染され、債権者らが使用している井戸水が汚染される危険性が高いことを理由として、人格権を被保全権利として、処分場の建設、使用、操業の差止の仮処分を申立てた事案である。裁判所は、これを容認し、つぎのような決定をした。「人格権を侵害された者は、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生じるべき侵害を予防するために侵害行為の差止を求めることができる」と解するのが相当である。「これを本件についてみると、人は生存していくのに飲料水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、たとえ有害物質の含有量が微量であっても、これを長年にわたって飲料し続けることによって体内に蓄積され、ついには健康を害し、生命・身体の安全を害することは明らかであるから、人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される」。「これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわち、そのような侵害が生じる高度の蓋然性がある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生じるべき侵害行為を予防するために事前に侵害行為の差止を請求する権利を有するものと解される」。なお、井戸水のみを使用し、また上水道を併用している者がおり、これら債権者について、「水道管の配管が比較的容易であるとはいえ、井戸水を飲料水として使用している債権者らが上水道の使用を必ずしも余儀なくされるものではない」としている。

③について、他の事件が主として井戸水の汚染の危険性を対象としているのと比較して、水道水の汚染の危険性について判断している点に特色がある。他の事件のなかで、長野地裁松本支部が美

麻村の「所有管理している簡易水道施設を通じ、周辺住民の生命身体の安全を侵害する高度の危険性がある」として、処分場の建設の差止を認めている。簡易水道ではあるが、最初の事例である。一般の水道については、水戸地裁決定がはじめてである。その点において、前述したように、先駆的・画期的である、といえよう。福岡地裁小倉支部決定は、椎田町が水道事業者となっている一般の水道で、美麻村と変わらないと思われるが、却下している。福岡地裁田川支部決定は、債権者の一部が飲料水または生活用水として、川崎町の上水道施設を利用しているが、「その位置関係及び地形構造等に照らし、この水道水が処分場からの有害物質の流出等によって汚染される高度の蓋然性を有するとの具体的疎明はなく、その危険性については差迫ったものとはいえないので、人格権に基づく差止請求権は認められない」としている。

④、⑤、⑥について、決定は、農業用水が汚染され、水利権が侵害される可能性を認めている。産業廃棄物処分場の多くは、農地、林野に建設されるので、これらにたいして影響があり、とくに農業用水が汚染される可能性が高い。熊本地裁決定は、9名の債権者（甲事件）が「利用している灌漑用水は、処分場からの排水が有害物質で汚染されることにより汚染される危険性がある」と判断している。福岡地裁小倉支部は、「処分場の建設工事中、剥ぎ取られた表土の影響で処分場から濁水が流出し、これが斜面下の水田まで達していることが認められる」としているが、農業用水の汚染については、ふれていない。津地裁四日市支部決定は、つぎのとおりである。「将来、本件処分場に紙くず、木くずなどの腐敗性のある安定型産業廃棄物が埋め立てられ、これに触れた浸出水が水路に放流される蓋然性があり、たとえ処分場からの浸出水を沈砂池で一時貯留するなどしていたとしても、これによって水路に汚染物質が混入し得ることが一応認められ、水路から直接農業用水採取している債権者については、農業用水の汚染によって稲作に多大な悪影響を及ぼし、その水利権が侵害される具体的危機があり、別の債権

者についても、農業用水の汚染による水利権侵害が生ずるおそれがあるといえる」。福岡地裁田川支部は、野呂ヶ池を所有している債権者が侵害を予防するため、差止請求権があるとの主張にたいし、「処分場の設置による地盤崩壊や陥没並びに処分場からの有害物質の流出等は不明であって、全疎明資料によっても、各侵害の高度の蓋然性を認めることはできない」と決定している。なお、処分場からの排水によって、農業用水が汚染され、「その権利」が侵害されるという主張がなされ、それを認める決定が出されているが、「その権利」が「農業水利権」であるとの表現を債権者も、裁判所もしていない。「農業水利権」は、学術上、古くから使われ、定着しており、それをなぜ表現されないのか、疑問である。

6. 保全の必要性

決定は、「本件処分場から流出する水によって汚染される可能性のある河川から取水される水道水を使っている債権者らについては、その危険が顕在化した場合は、その結果は重大であり、回復が困難または不可能であることを勘案すると保全性はあるものと思料される」としている。その根拠は、民法709条、710条などの実定法にもとづく人格権である。「人格権の重要性に鑑みれば、人格権を侵害された者が、民法七〇九条、七一〇条、七二二条により損害賠償請求をなすことができるのはもとより、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」（最高裁1986年6月11日、大法院判決、1951年（オ）609号、損害賠償請求事件、民集40巻4号、872ページ）とされている。本件の先例である仙台地裁をはじめとする8決定と共通している。債務者側も、人格権そのものを否定はしていない。実質的には、汚染水を排出しないとか、法理論としては、受忍限度を主張するにとどまっている。今後とも、この種の裁判においては、人格権が基準となっていくであろう。

決定は、「しかし、田野川の水を農業用水とし

ていることを根拠として権利を主張している債権者らについては、農業用水は、水道水のように直接汚染水そのものが人体に影響を及ぼすものではなく、その水によって生育した農産物に影響することによって間接的に影響するわけであり、万一被害が発生した場合は、その発見及び回復も飲料水ほど困難とは思料されないので、事前差止めまでを求める必要性はないものと判断される」と債権者の請求を退けている。福岡地裁田川支部の決定が、野呂ヶ池を所有している債権者について、前記のように、侵害の高度の蓋然性を認めることはできないとし、そのうえで、「危険性については差し迫ったものとはいえないので、事前の差止めを求める権利を認めることはできない」と判断し、また野呂ヶ池から流出する水を利用している者、処分場近くの井戸を利用している者が人格権にもとづいて、差止請求したのにたいし、侵害の蓋然性を検討しないまま、「農業用水については、債権者らが飲料水又は生活用水として日常的に直接飲用するのは異なり、摂取する経路が間接的であること、処分場が所定の許可基準を一応満たしているものと認められること等にかんがみると、その危険性は小さく、事前に差止めを求める権利を是認することは相当ではない」と否定しており、摂取が直接的ではなく、間接的であるという点は、本件と共通している。これらにたいして、津地裁四日市支部は、前記のように、汚染によって、水利権が侵害されるおそれがあるとし、「疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、処分場からの浸出水が水路に放流される限り、浸出水による農業用水の汚染を事後的に回復させることは困難であると一応認められることなどを併せてみれば、水路の水質汚染が現に生じていると否とにかかわらず、水利権に基づく妨害予防請求として、債務者に対し、処分場への安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の差止めを請求することができる」、「農業用水の汚染という被害発生の防止を図るためには、更に処分場への安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の搬入をも禁止することが必要であって、処分場への安定型産業廃棄物以外の産業廃棄

物の搬入についても、併せて差し止めることができる」と決定している。農業用水について、事前に差止を認めたのは、本件を含め9件の事件で、唯一であり、これを積極的に支持したい。本件においては、「他人の行為によって、水質が害され、右権利が侵害される可能性が高く、その侵害の程度が深刻である場合には、その行為を事前に差し止めることも認められると解する」とまでいっているので、もう一步すすめて、神通川の汚染によって発生したイタイイタイ病に思いを馳せて、差止を認めたらよいのではなかったか、と考えている。

〔注〕

(3-3-1) 神戸秀彦教授は、この決定のなかで、重要なのは「争点をモデル的に集約・整理している点で」、従来、「言及されながら、必ずしも明確に整理されてなかった争点を明確にし、安定型処分場の判断モデルというべきものに高めたように思われる」といっておられる。「産業廃棄物最終処分場の差止めについて——廃棄物処理法の自己責任原則との関連で——」（『市民法学の課題と展望 清水誠先生古稀記念論集』〈2000年、日本評論社〉所収）423～424ページ。ただし、この決定は、6争点に集約・整理しているが、6つめの「保全の必要性」を落している。本件において、とくに重要なのは、争点を明確にするというよりも、水道水の汚染の危険性認めたことで、簡易水道に先例があるが、一般の水道については、はしである点ではないか、と思われる。

(3-3-2) 『生命の水をまもる 水戸の産業廃棄物最終処分場建設反対運動の記録』前掲164ページ（小林三衛「産業廃棄物の法と行政」）。

(3-3-3) 甲41号は、安原一哉（茨城大学教授）「水戸市全隈町における廃棄物処分場計画予定地の地盤に関する意見書」であり、若干の「注」がついているので紹介する。フィルタイプダム「土や岩石を積み重ねて造られたダム」、コア「フィルタイプダムの中心に設けられた透水性の低い材料のことで、漏水などの防止に効果がある」、スレーキング「固結した土や岩石が水の影響で結合力が崩れ、マスとしての抵抗力がなくなること。岩石の性質中、最もやっかいな現象と言われている」。

(3-3-4) 安定型産業廃棄物処分場の操業を禁止したリ-

ディング・ケースといわれている。神戸前掲420ページ、
飯塚和之「産業廃棄物最終処分場と差止請求」判例タイムズ1211号27ページ